

鹿島社の御舟祭と香取社の山口祭について

○日大生産工 高村 隆

1. 問題の所存

室町期の守護大名のその領国支配については、鎌倉期の守護の職務としての大犯三カ条に加え、室町期の守護大名は、幕府から新たに付与された使節遵行権・半済給与権などの諸権限により、その領国支配を進展させたこと。また、荘園年貢の守護請、国人領主の被官化、そして守護による国衙機構の吸収などが指摘され、守護所が国衙の近隣に設けられた事例などが紹介されている。

一昨年の学術講演会では、私はこれらの守護権力の領国支配のうち、守護所と国衙の所在地の特徴について、主として信濃国の事例をとりあげ、国庁＝松本＝守護所、それに対する反守護勢力＝後庁＝善光寺という対比のもと、若干の検討を試みた。今回は、守護の所在地ではなく、守護権力による国衙機構への関わりとその機能の掌握という側面について、常陸国一宮鹿島社と下総国一宮香取社の神事である御舟祭と山口祭をとりあげること、で、若干の検討を試みてみる。

ただし、ここでいう神事とは、民俗学的な神事の内容をとりあげるのではなく、この二つの神事が国衙機能そのものに関わっていることを明らかにするためにとりあげるものである。

まず国衙機能の特徴とは、中世の荘園・公領制において、農業生産を基礎とする荘園制と非農業生産の統轄に特徴をもつ国衙領制との補完関係という認識を前提とし、一宮の神社と国衙の機能と守護権力について検証する

ことを目的とする。

2. 国行事と大行事について

私はかつて、下総国香取社と下総国守護千葉氏及び下総国の国衙機能について、国行事職を素材として検討を試みたことがある。¹⁾

それは、香取社領において所領支配の拡大を図る千葉氏と香取社大祢宜家の相論の結着を示す和与において（史料①）、千葉氏家臣円城寺政氏から香取社側に避渡（返却）した項目の中心が「国行事職」であったことに注目した。

史料①

避渡条々

- 一、実持・実秋跡自作田并所務事
- 一、夫雑役事
- 一、諸神官訴訟散在地半分事
- 一、国行事職并良田町事
- 一、地頭知行所内所務事、任先例、厳密可令沙汰社家事

右国行事職者、避渡申社家、向後不可成違乱煩候、仍避状如件

応安七年十月十四日 式部丞政氏（花押）²⁾

この文書によれば、千葉氏は香取社が保持していた国行事職を奪い取ることで、その支の進展を図り相論となり、その国行事職を香取社に返却することで相論が結着したことが示されている。

では、この国行事とはどのようなものであ

ったのかというと、神官の大祢宜憲房が「大行事憲房」「国行事憲房」と称していることから、旧稿では大行事＝国行事と捉えて検討してみた。しかし、本報告では両者について再度検討してみたい。

まず、次の史料②と③をみってみる。

史料②

補国行事職、香取社御遷宮以後、小破之時者、以浪田官物、可致修理之沙汰（中略）可専当社修理勤行之状、所仰如件³⁾

史料③

加之大行事者得雑掌之語、不撰非法材木、雑掌者又為巡年之役人、不論甲乙材木、然間正神殿（中略）以下不待年記今破壊之間⁴⁾

この史料②と③によれば、国行事と大行事はともに香取社の造替に関わるもので、社殿の材木調達という、非農業部門である山野を統轄する国衙のもとでの職掌であり、この国行事職を、守護千葉氏が掌握しようとすることで、領国支配の拡大を目ざしたという構図には基本的に変更はない。しかし、史料②の国行事職は、「小破之時者、以浪田官物、可致修理之沙汰」というように、香取社社殿の修理を職掌としたものといえよう。これに対し、大行事は史料③の「大行事者、得雑掌之語、不撰非法材木、雑掌者又為巡年之役人、不論甲乙材木、然間正神殿（中略）以下不待年記令破壊之間」というように、個々の社殿ではなく、香取社二十一年に一度の遷宮を司どる職掌といえよう。いわば、非農業部門である山野を統轄する材木調達の権限を国衙から委任されたのが大行事であり、遷宮以後の個々の社殿の修理を担当したのが国行事であるといえる。そして、この神社の社殿修こそ、次

の史料④にみられる鎌倉幕府法第一条に示された内容そのものであるといえる。

史料④

一、可修理神社専祭祀事

右神者依人之敬増威、人者依神之徳添運、然則恒例之祭祀、不致陵夷、如在之礼奠勿令怠慢、因茲於関東御分国々并庄園者、地頭・神主等各存其趣、可致精誠也、兼又至有封者、任代々符、小破之時、且加修理、若及大破、言上子細、随其左右可有其沙汰

鎌倉幕府が幕府法の第一条にこの条文を掲げたのは、神社の祭礼と修理こそ公権のあかしであり、それを行う幕府こそ東国における公権であることを明示するために、第一条に掲げたのである。そして、幕府から国別執行人として補任された守護が、この神社の修理を恒常的に担当する国行事職を執拗に固執したといえよう。

3. 鹿島社における社殿の造替について

次に常陸国一宮の鹿島香の造替についてであるが、網野善彦氏・水谷類氏によりすでに分析がなされたおり、ここでは本報告に関するのみ紹介しておきたい。⁵⁾

それは、国衙の在庁官大掾氏対常陸国守護八田氏との対抗というかたちで造営が展開していることである。

まず、建久4年(1193)の鹿島社造替が「依多気太郎義幹已下社領知行後輩等懈緩」⁶⁾という文言から、鹿島社の造替が大掾氏惣領多気義幹のもとで執行されていたこと、そして多気氏のもとの輩(造営奉行)の懈緩により造替が遅引しており、それに対し、源頼朝が造営奉行を守護八田知家に変更していることが水谷氏により指摘されている。

ここに、鹿島社造替について、①その造替は国衙の在庁官人である大掾氏が担当していたこと。②しかし、その大掾氏の造替遅引により、守護八田氏が造営奉行に補任されたこと。③すなわち、鹿島社造替においても、常陸国衙（在庁官人大掾氏）対守護八田氏という関係をみてとることが確認できる。

4. 鹿島社惣大行事と御舟祭

香取社の大行事と国行事については前記したが、鹿島社には「惣大行事」という職掌がある。

史料⑤

惣大行事波行事職也、神領之中仁重禍之者在之時波、惣大行事役止して切害須留也、治承年中源頼朝、鹿島三郎政幹於被補当社之神職、惣大行事是也⁷⁾

これによれば、鹿島社の惣大行事は、鹿島社領内の検断（警察権と裁判権）を職掌としたものであり、鹿島政幹（大掾氏一族）が補任されたことがわかる。

そこで、香取社の国行事と大行事と鹿島社の惣大行事の職掌と関連であるが、残念ながら未詳である。ただ、惣大行事については、次の事が確認できる。①鹿島社の惣大行事とは、社領における検断権を職掌としたこと。②鹿島社の造替遷宮は常陸国国衙在庁の大掾氏が担当しており、③その大掾氏が惣大行事職に補任されていることが確認される。

そこで、この大掾氏について、水谷氏が指摘された鹿島社神事御舟祭について検討してみたい。

鹿島社の最も重要な神事に七月大祭がある。この七月大祭は大掾氏一族（大掾氏七流）が巡役として執行しており、しかもこの七月大祭は「御舟祭」とも称され、「御舟行事」とも呼ばれている。水谷氏はこの神事が後世に異

国降伏・三韓征伐の大祭と呼ばれ、古来よりの鹿島社の武神性格を強調されているが、それはともかくとして、これは七月御舟祭・御舟行事と称される如く、国衙による非農業部門である河川支配権、それは利根川・霞ヶ浦・北浦に象徴される河川・浦などの交通上の役割を含む魚貝類採取という生産関係、いわゆる非農業部門を統轄する国衙権力による河川支配権という点にこそ、その性格の特徴を求められよう。とするならば、ここに香取社の国行事・大行事の国衙のもとでの香取社造替遷宮における材木調達と社殿修理という山野における非農業支配権と一対をなすものと想定できよう。

5. 香取社における山口祭

以上、鹿島社の御舟祭についてとりあげたが、ここでは再び香取社にもどり、香取社の神事である山口祭について検討してみたい。

香取社の社殿の造替での材木調達の神事として山口祭があり、史料⑥には次のように記されている。

史料⑥

正神殿材木採始杣入山口祭（中略）今山口祭事、為往古之社例、大行事書札明白也⁸⁾

これによれば、遷宮における正神殿の材木伐採の山口祭は「往古の社例」として大行事の書札（手紙）に明白なり。と記されている。

では、数多くの香取社社殿の造替・修理のための材木の管理は、どのようになされていたのであろうか。

時代はさがるが、慶長十年の「香取社造営覚」⁹⁾には、「於宮山ニ杉一本キリ申也（中略）山口まつり仕者也」、とあり、また年欠だが、「拝殿前殿弥及大破（中略）何茂材木当地ニて相調修理仕候」「於御笠山、神木を伐採（中

略) 堅法度申付置候、為其山守を申付」¹⁰⁾
という記載がある。これらによれば、材木伐採が山口祭という神事で行われ、御笠山での神木の伐採は法度(禁止)とされ、そのために山守が置かれていたことがわかる。

そして、この御笠山のほか、香取社領には、社殿造営に関わる山として、「香取名所名寄」¹¹⁾には「三木之事」として「御舟山・単山・一夜山」の記載がみられる。しかも、この三木は、国行事の所管であった「四面八町大竹之林」とともに、国行事成敗の山として記載されている。¹⁰⁾

そこで、次にこの三木のうち、御舟山に注目してみたい。というのは、この御舟山の神事が軍神祭として行われ、この軍神祭に登場するのが、国行事である。それは、

史料⑦

国行事・典書各幣帛ヲ持浜島居ニ居ル(中略) 国行事ハ行宮址古松ノ基ニ立、各再拝シテ退下¹¹⁾

というように御舟山の神事は国行事が担当する神事である。さらに、この神事が軍神祭とされるのは、永禄 11 年の「三月御神事目録」¹²⁾に、「入于本山、三艘舟木奉採」というように、香取社社殿の用材のみならず、鹿島社の御舟祭と同じく、神武天皇による三韓征伐にちなむ軍神祭といわれ、鹿島社七月大祭(御舟祭)が国衙の在庁官人である大掾氏七流の巡役として実施され、鹿島社の武神的作用とともに、国衙による利根川・霞ヶ浦などの河川支配権であったということときわめて類似しているといえよう。そして、香取社においては、御舟山の神事が国行事により担当され、御舟山は国行事成敗の山である。

そこで、この御舟山であるが、正神殿などの社殿造替の材木選定・伐採の神事である山口祭がどこで執り行われていたかという点、

「山口祭次第、但式年ハ御舟木山ニテ執行ス」¹³⁾というように、山口祭は国行事成敗の山といわれた御舟山(御舟木山)で執り行われた。

ここに、鹿島社の御舟祭と香取社の山口祭という神事から、国衙権力のもとにおける河川と山野の支配という共通性をみることができる。それは、

- ①香取社では、社殿の造替・材木調達を職掌とした大行事と、社殿の修理を担った国行事のうち、国行事こそ山口祭の担当者であり、その国行事の職掌を下総国守護千葉氏が掌握しようと図っていること。
- ②しかも、国行事成敗の山とは舟木伐採の山でもあり、河川支配にも関わるものであること。ここに、守護による河川支配への介入も想定できる。
- ③鹿島社では、社殿造替が国衙の在庁官人大掾氏から常陸国守護八田氏に変更されており、社殿造替をめぐる国衙と守護の対抗がみえること。そして、この国衙の大掾氏が担当したのが七月大祭＝御舟祭で、それは霞ヶ浦・北浦などの河川支配権に関わるものであること。
- ④そして、両社の御舟祭と山口祭という神事から、山口祭にみられる社殿造替という山野支配権をめぐる国衙と守護の対立。そして、七月大祭＝御舟祭と山口祭＝舟木伐採にみられる、国衙のもとにおける河川支配権と常陸国・下総国一宮との関わりをみてとることができよう。

以上

注の出典については、頁数の関係上、発表時にプリント配布する。